

第2節 運営に関するデータ

1 役員報酬の有無

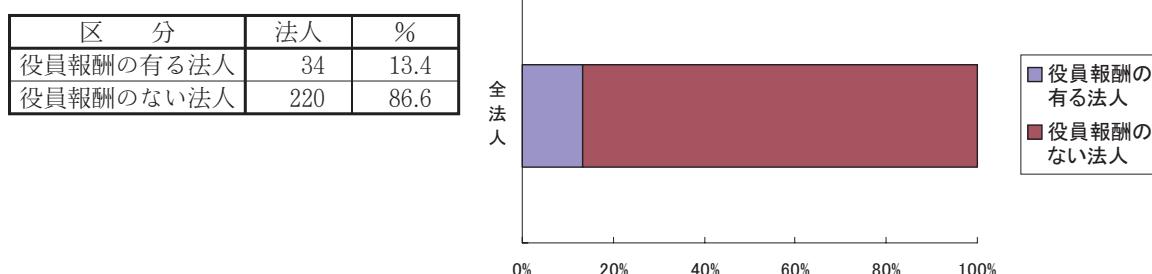
NPO法人においては、役員は報酬を受けることができますが、その数は役員総数の3分の1以下でなくてはなりません（法第2条第2号第1号口）。

この要件は、特定非営利活動法人の非営利性を実質的に確保する目的で定められており、年度末等の一時点のみならず、年間を通して常に満たしておく必要があります。

なお、報酬とは、「役員としての労務や事務を行った時に支払われる金銭」を示し、給与（賃金）は一般的に「労務、仕事の完成、事務の処理等の対価として支払われる金銭・物品」のことを示します。

兵庫県においては、実態把握できた254法人の内、34法人（13.4%）が役員報酬を支払っており、220法人（86.6%）が役員報酬を支払っていないという結果になっています。

＜役員報酬の有無＞

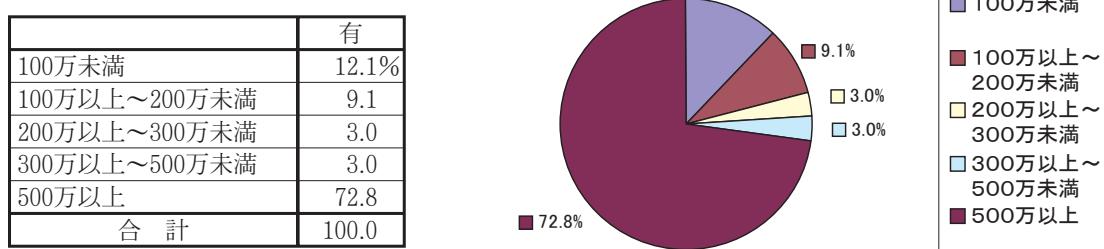


2 役員報酬のある法人と収入の関係

どれくらいの収入がある法人で役員報酬を出しているのかを調べてみました。

「500万円以上の収入がある」法人で役員報酬を出しているのは25法人（72.8%）、一方で、「100万円未満」及び「100万円以上200万円未満」の収入がある法人で役員報酬を出しているのが6法人（21.2%）となっており、収入と密接に関連していることがわかります。

＜役員報酬の有る法人と収入の関係＞



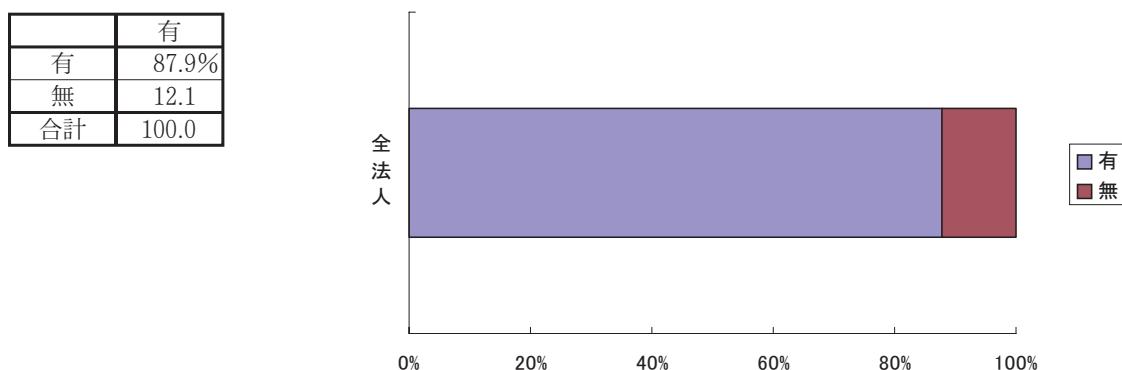
3 役員報酬のある法人と会費・事業・寄附金収入の有無の関係

役員報酬を出している法人について、会費収入、事業収入及び寄附金収入があるかないかを調べ、その関係を見てみました。

(1) 役員報酬の有無と会費収入の有無の関係

「役員報酬を出しており、かつ会費収入がある」としているのは29法人（87.9%）、「役員報酬を出しており、会費収入がない」としているのは4法人（12.1%）となっています。

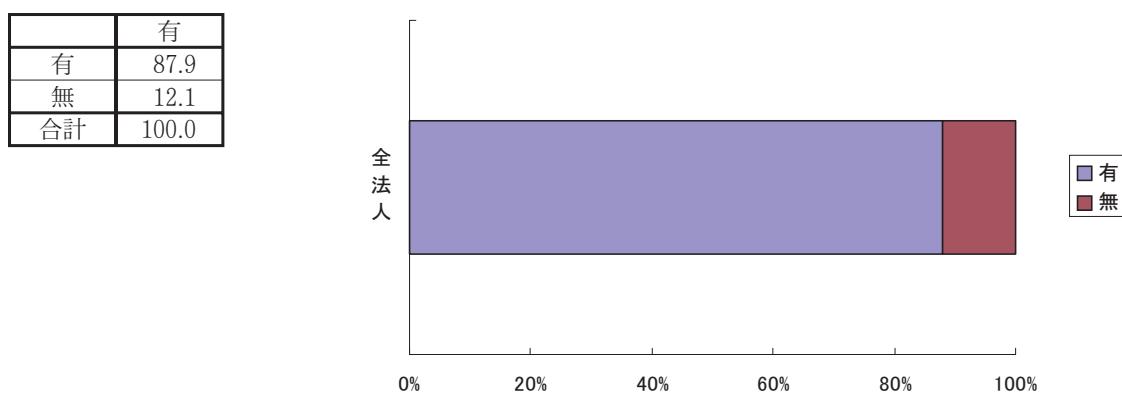
<役員報酬の有る法人と会費収入の有無の関係>



(2) 役員報酬の有無と事業収入の有無の関係

「役員報酬を出しており、かつ事業収入がある」としているのは、会費収入と同様29法人（87.9%）となっており、「役員報酬を出しており、事業収入がない」としているのは4法人（12.1%）となっています。

<役員報酬の有る法人と事業収入の有無の関係>

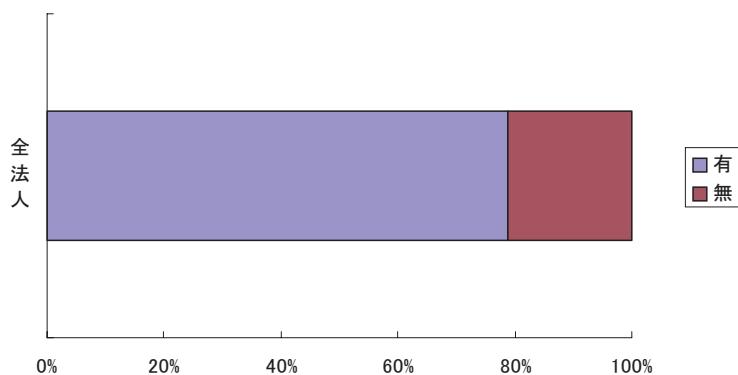


(3) 役員報酬の有無と寄附金収入の有無の関係

「役員報酬を出しており、かつ寄附金収入がある」としているのは、26法人（78.8%）となっており、「役員報酬を出しており、寄附金収入がない」としているのは7法人（21.2%）となっています。

<役員報酬の有る法人と寄附金収入の有無の関係>

	有
有	78.8
無	21.2
合計	100.0



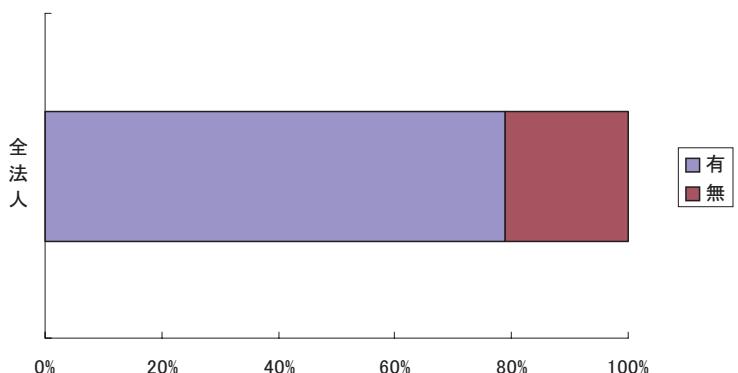
(4) 役員報酬の有無と収益事業の有無の関係

役員報酬の有無と収益事業の有無の関係は、(3)の寄附金収入の有無と全く同じ結果になっています。

この(1)～(4)のデータから、自己資金としての会費収入、事業収入、寄附金収入がある法人の多くが金額の多寡は別にして、役員に対する報酬を出していることがわかります。

<役員報酬の有る団体と収益事業の有無の関係>

	有
有	78.8
無	21.2
合計	100.0

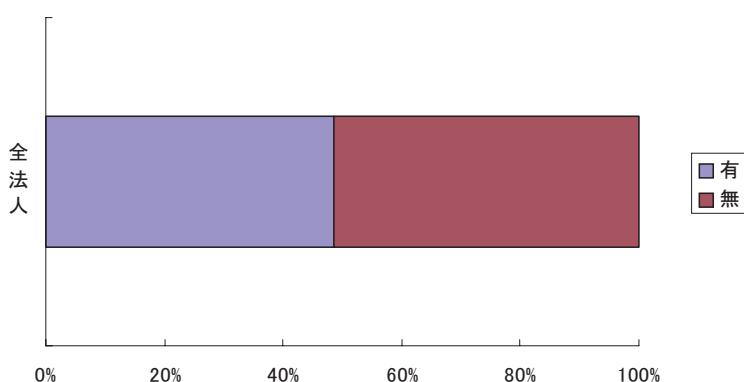


(5) 役員報酬の有無と助成金・補助金の有無の関係

一方、役員報酬を出している法人で、民間の助成財団からの助成金や行政等からの補助金などがあるとなっている法人は、16法人（48.5%）となっており、助成金や補助金などがないとなっている法人は、17法人（51.5%）と大差はなく、助成金や補助金と役員報酬とは、あまり関係していないことが見てとれます。

<役員報酬の有る法人と助成金・補助金の有無の関係>

	有
有	48.5
無	51.5
合計	100.0



4 社員の入会金及び会費の額

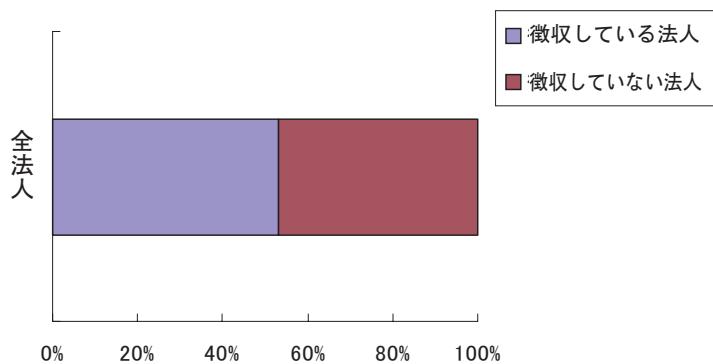
法人によっては、社員から入会に際し「入会金」を徴収しているところ、或いは、年度ごとに「会費」を徴収しているところがあります。まだまだN P Oの認知度が低く、寄附による賛同が得られず、事業収入が十分見込めない場合には、法人の社員が資金を持ち寄って法人の運営費としている現状があります。

(1) 入会金

社員から入会金を全く徴収していない法人は178法人（47.0%）ありますが、残り201法人（53.0%）が社員から入会金を徴収していることになり、入会金を全く徴収していない法人より多い数値を示しています。

<入会金の有無>

	法人	%
徴収している法人	201	53.0
徴収していない法人	178	47.0



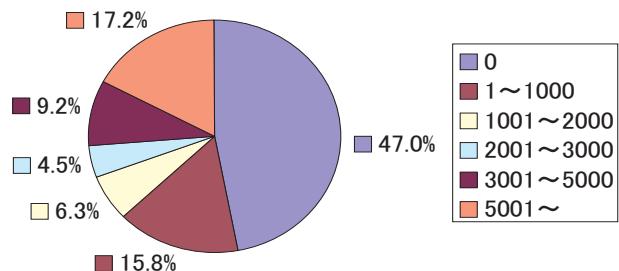
では、いくらぐらいの額を徴収しているかですが、「1,000円までの額」を徴収している法人が60法人（15.8%）、「1,001円～2,000円の額」を徴収している法人が24法人（6.3%）、「2,001円～3,000円の額」を徴収している法人が17法人（4.5%）、「3,001円～5,000円の額」を徴収している法人が35法人（9.2%）となっています。

これらを総計して入会金を徴収している法人の内、「5,000円までの額」を徴収している法人が3分の2以上を占め（136法人）、一方、比較的高額な「5,001円以上の額」を徴収

している法人が全体では65法人（17.2%）で、入会金を徴収している法人でみると、約3分の1あることがわかります。

<社員の入会金の額>

金額	法人	%
0	178	47.0
1～1000	60	15.8
1001～2000	24	6.3
2001～3000	17	4.5
3001～5000	35	9.2
5001～	65	17.2
合計	379	100.0



(2) 会費

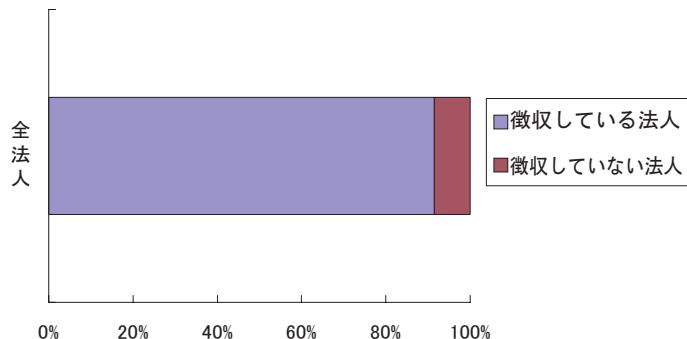
社員から会費を全く徴収していない法人は32法人（8.4%）と極めて例外的で、残り347法人（91.6%）が社員から会費を徴収しており、ほとんどの法人が会費を徴収している現状が伺えます。

会費額別には、「1,000円までの額」を徴収している法人が54法人（14.3%）、「1,001円～2,000円の額」を徴収している法人が48法人（12.7%）、「2,001円～3,000円の額」を徴収している法人が60法人（15.8%）、「3,001円～5,000円の額」を徴収している法人が58法人（15.3%）となっています。

これらを総計して、「5,000円までの額」を徴収している法人が220法人（58.1%）となり、一方、比較的高額な「5,001円以上の額」を徴収している法人は127法人（33.5%）にも上り、全体の約3割の法人が収入の財源として社員の会費を充てていることがわかります。

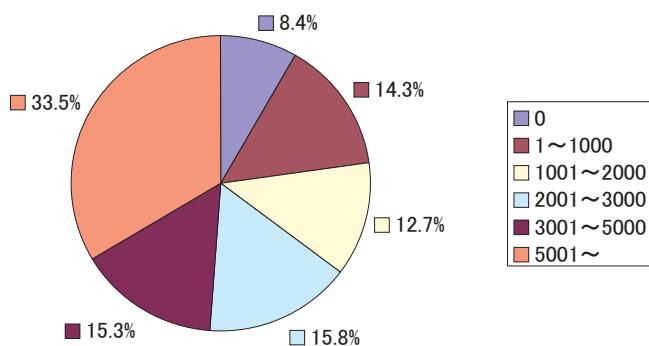
<会費の有無>

	法人	%
徴収している法人	347	91.6
徴収していない法人	32	8.4



<社員の会費の額>

金額	法人	%
0	32	8.4
1~1000	54	14.3
1001~2000	48	12.7
2001~3000	60	15.8
3001~5000	58	15.3
5001~	127	33.5
合計	379	100.0



5 総会

特定非営利活動法人の事務は、定款で理事その他の役員に委任しているもの以外は総会の議決に基づいて行います（法第30条において準用する民法第63条）。従って、理事会などに委任していない事項については、総て総会での議決事項となります。

法人の運営などに関する基本的な事項は毎年総会で決定されるべきであるという考えに基づき、通常総会は、毎年1回は開催しなければなりませんが（法第30条において準用する民法第60条）、理事が必要であると認めるときや総社員の5分の1以上から請求があったとき（この定数は定款で増減可能）は、法人の取り決めに関係なく臨時総会を開催することができます。

また、「定款の変更」、「法人の解散」、「法人の合併」については、法律上、総会で決議することが規定されていますので、必ず総会で議決することが必要であり、理事会などに委任することは認められません。

(1) 開催頻度

通常総会は、毎年1回は開催しなければならないため（法第30条において準用する民法第60条）、371法人（97.9%）とほとんどの法人が年1回の開催になっています。2回以上の開催となると、8法人（2.1%）とほとんどなくなりますが、多くの総会出席者の調整など事務の煩雑さがあり、また、機動的に意思決定を行うことができる理事会で日常的なことは決定しているためと考えられます。

<総会開催回数>

開催頻度	法人	%
年1回	371	97.9
年2回	7	1.8
年3回	1	0.3
年4回以上	0	0.0
合計	379	100.0

(2) 議決事項

「定款の変更」、「解散」及び「合併」については、法律上、総会で決議することが規定されていますので、必ず総会で議決することが必要であり、理事会などに委任することは認められません。

逆に言えば、「定款の変更」、「解散」及び「合併」以外の事項については、総会で議決する必要はなく、理事会などに委任することができます。

しかし、「事業計画・収支予算」、「事業報告・収支決算」及び「役員の選任・解任」、などは、その法人の基本的運営を左右するものであり、総会での議決事項としてふさわしい事項でもあります。

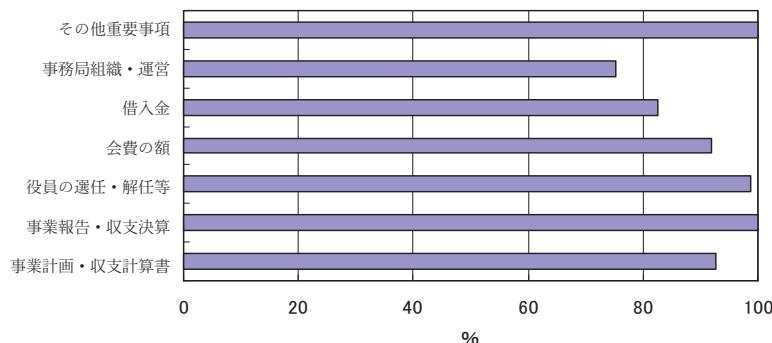
そこで、兵庫県内におけるN P O 法人では、総会においてどのような議決事項を取り上げているかを調べてみました。

「事業報告及び収支決算」については、法人の1年間の総決算でありその評価を総会に委ね、全ての法人が総会での議決事項としております。

また、「役員の選任・解任及び職務・報酬に関する事項」を挙げているのは374法人(98.7%)、「事業計画及び収支予算並びにその変更」を挙げているのは351法人(92.6%)、「会費の額」を挙げているのは348法人(91.8%)、「借入金」を挙げているのは313法人(82.6%)、次いで「事務局の組織及び運営」を挙げているのは285法人(75.2%)と、いずれ多くの法人が主要な事項については総会での議決をはかっており、総会を重要視していることが読み取れます。

<総会の議決事項>

種類	法人	%
事業計画・収支計算書	351	92.6
事業報告・収支決算	379	100.0
役員の選任・解任等	374	98.7
会費の額	348	91.8
借入金	313	82.6
事務局組織・運営	285	75.2
その他重要事項	379	100.0



6 理事会

理事は、社員の委任を受けて、法人の業務を執行し、また対外的に法人を代表して行動しています。理事は、法律上3人以上おかなければならず、法人の業務は、定款に特別の定めがなければ、その理事の過半数をもって決定されます（法第17条）。

また、その3人以上の理事は、それぞれが法人を代表する権限を持ちます（法第15条及び第16条）。

理事会は、このような権限を持つ理事が集まり、意思決定を行う機関です。

法律上は、必ずしも置く必要はありませんが、理事が話し合って合理的かつ効率的な意思決定を行うことは、適正な法人運営を行う上で大変重要なことですので、理事会を設けない法人はほとんどありません。

理事会は、実質上、法人の業務運営を決定する最も重要な機関ですので、理事会に与える権限や理事会における意思決定の方法などについては、社員が話し合って慎重に決め、定款に定めなければなりません。

理事会においては、「総会に付議すべき事項」の他、「総会の議決した事項の執行に関する事項」及び「その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項」を議決することとして、総会の機能と整合性をとる必要があります、議決する事項は、ほぼ総会と同じ状況です。

7 有給職員の有無

NPO法人は、自らのミッションの実現に向け、幅広く事業を実施しています。そのため、多くの活動や事業を実施し、法人としての多くの事務に追われ、とても少数の理事では運営が難しい状態です。

そこで、法人によっては給与を支払い、正規の職員として、あるいはアルバイトとして有給の職員をおいているところがあります。

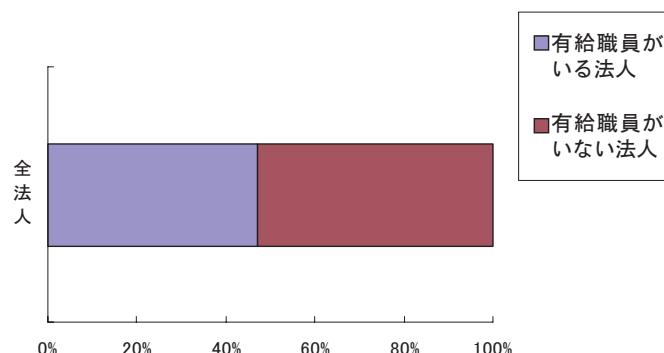
法人としては、有給職員を採用した場合は、労働保険や社会保険などの事務及び費用負担が発生しますが、「有給」にすることによって、一定の責任感を職員に求めることができます。

しかし、労働基準法における最低賃金を支払う必要があるなど、法人の経営を圧迫する面もあるので、全ての法人が有給職員を有しているわけではありません。

兵庫県のNPO法人では「有給職員がいる」が117法人（47.0%）、一方、「有給職員がない」が132法人（53.0%）となっており、やや「有給職員がない」法人の方が多くなっていますが、概ね半々であるといえます。

<有給職員の有無>

	法人	%
有給職員がいる法人	117	47.0
有給職員がない法人	132	53.0
合計	249	100.0



8 有給職員がいる法人と支出の関係

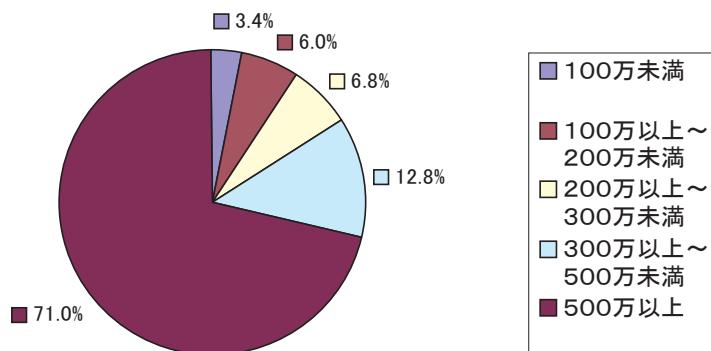
どれくらいの支出がある法人で職員等に給与等を出しているのかを調べてみました。

「500万円以上の支出がある」法人の割合が突出し、83法人（71.0%）となっております。

次いで「300万円以上500万円未満」の支出がある法人が15法人（12.8%）、「200万円以上300万円未満」の支出がある法人が8法人（6.8%）、「100万円以上200万円未満」の支出がある法人が7法人（6.0%）、「100万円未満」の支出がある法人が4法人（3.4%）となっています。

<有給職員の有無と支出の関係>

	有
100万未満	3.4
100万以上～200万未満	6.0
200万以上～300万未満	6.8
300万以上～500万未満	12.8
500万以上	71.0
合 計	100.0



9 有給職員がいる法人と会費・事業・寄附金収入の有無の関係

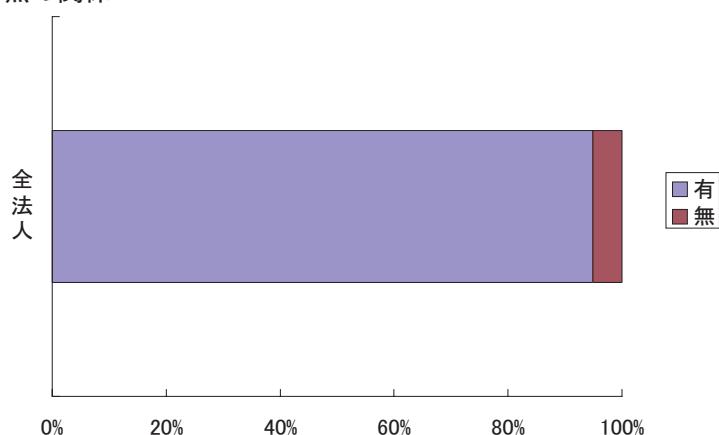
職員等に給与等を出している法人について、会費収入、事業収入及び寄附金収入があるかないかを調べ、その関係を見てみます。

(1) 有給職員の有無と会費収入の有無の関係

有給職員のいる法人のほとんどで会費収入があり（111法人・94.9%）となっており、会費収入がない法人は、ごく一部（6法人・5.1%）となっております。

<有給職員の有無と会費収入の有無の関係>

	有
有	94.9
無	5.1
合計	100.0

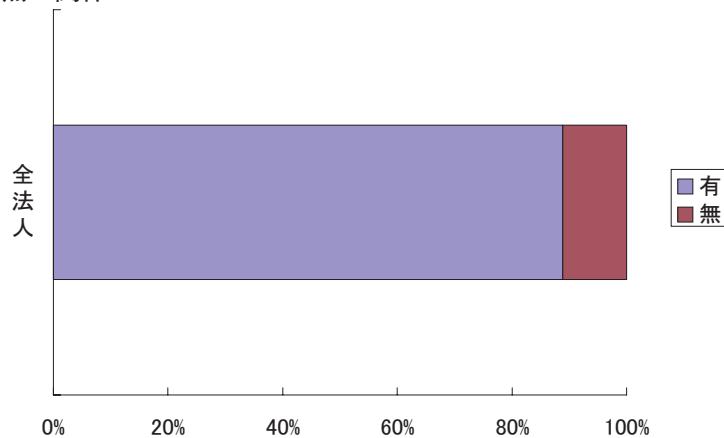


(2) 有給職員の有無と事業収入の有無の関係

会費収入と同様、有給職員のいる法人の9割近く（104法人・88.9%）で事業収入があり、事業収入のない法人は、1割（13法人・11.1%）となっております。

<有給職員の有無と事業収入の有無の関係>

	有
有	88.9
無	11.1
合計	100.0

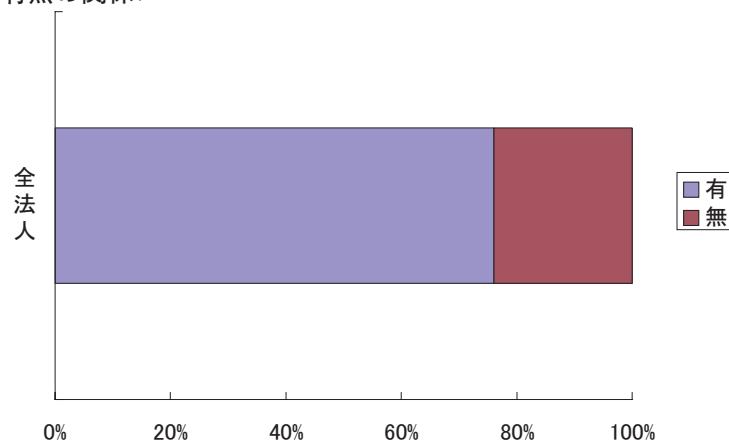


(3) 有給職員の有無と寄附金収入の有無の関係

「職員等に給与等を出しており、かつ寄附金収入がある」としているのは、89法人（76.1%）となっており、「職員等に給与等を出しており、寄附金収入がない」としているのは28法人（23.9%）となっております。

<有給収入の有無と寄付金収入の有無の関係>

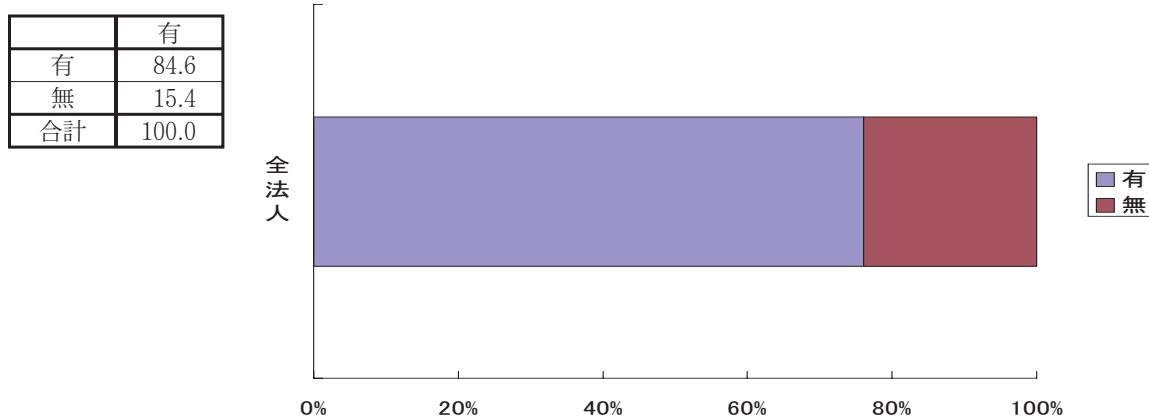
	有
有	76.1
無	23.9
合計	100.0



(4) 有給職員の有無と収益事業の有無の関係

「職員等に給与等を出しており、かつ収益事業収入がある」としているのは99法人（84.6%）となっており、「職員等に給与等を出しており、収益事業がない」としているのは15法人（15.4%）となっています。

<有給職員の有無と収益事業の有無の関係>

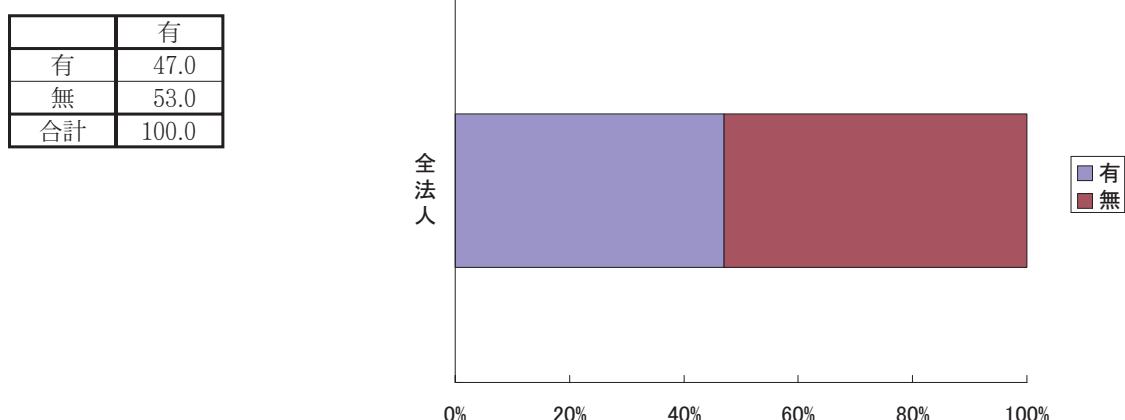


この(1)～(4)のデータから、自己資金としての会費収入、事業収入、寄附金収入がある法人の多くが金額の多寡は別にして、職員等に給与等を出していることがわかります。

(5) 有給職員の有無と助成金・補助金の有無の関係

一方、職員等に給与等を出している法人で、民間の助成財団からの助成金や行政等からの補助金などがあるとしている法人は55法人（47.0%）となっており、助成金や補助金などがないとなっている法人62法人（53.0%）と大差はなく、助成金や補助金と有給職員の有無とは、あまり関係していないことが見てとれます。

<有給職員の有無と助成金・補助金の有無の関係>



10 有給職員の有無と地域の関係

各地域によって、有給職員を抱える法人の数がどれくらいあるかを調査しました。

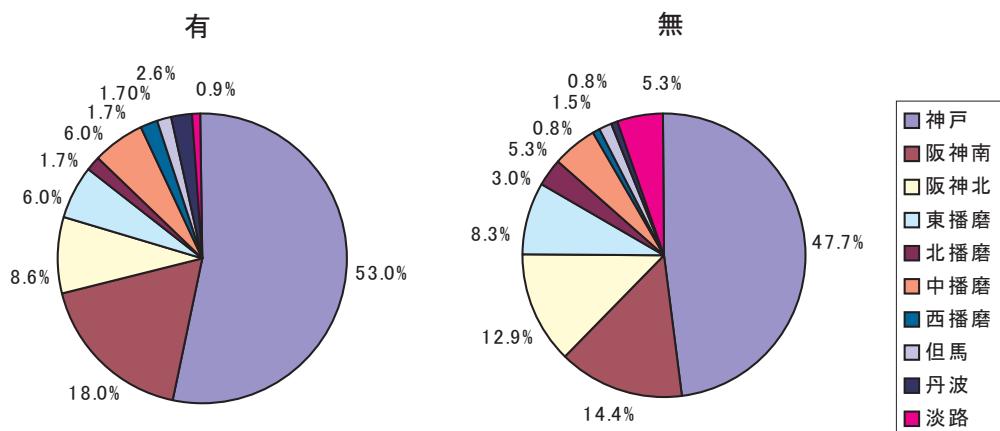
「神戸地域」、「阪神南地域」、「中播磨地域」、「但馬地域」で半数の法人が有給職員を抱えています。

有給職員を抱える法人の割合が高いのは「西播磨地域」「丹波地域」です。

一方、その割合が最も低いのは「淡路地域」で、8法人に対し1法人（12.5%）しか有給職員を抱えていないという極端な結果となっています。

<有給職員の有無と地域の関係>

区分	法人数	有	無	有(%)	無(%)
神戸	125	62	63	49.6	50.4
阪神南	40	21	19	52.5	47.5
阪神北	27	10	17	37.0	63.0
東播磨	18	7	11	38.9	61.1
北播磨	6	2	4	33.3	66.7
中播磨	14	7	7	50.0	50.0
西播磨	3	2	1	66.7	33.3
但馬	4	2	2	50.0	50.0
丹波	4	3	1	75.0	25.0
淡路	8	1	7	12.5	87.5
合計	249	117	132		



11 有給職員の有無と法人の収入の関係

どれくらいの収入額を有する法人が有給職員を多く抱えているのかを見てみました。

「100万円未満の収入がある」法人で有給職員を抱えているのは5法人（7.9%）となつており、やはり収入が少ないために、有給スタッフを抱えることができない現状が見て取れます。

「100万円以上200万円未満の収入」があるもので6法人（25.0%）、「200万円以上300万円未満の収入」があるもので9法人（45.0%）、「300万円以上500万円未満の収入」があるもので15法人（50.0%）、「500万円以上の収入」があるもので82法人（73.3%）と、当然の結果として収入額が大きくなるほど、有給職員を抱える法人が多いことがわかります。